

第9回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年3月26日(火)午後16時00分から午後16時40分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員(5人)

会長	3番	内藤 仁
会長職務代理者	2番	諸橋 清隆
委員	1番	岡田 美由紀
	4番	丸山 百合江
	5番	中野 正啓

農地利用最適化推進委員(5人)

田口 正明
加藤 和一
丸山 国夫
田口 貞夫
服部 隆

4 欠席委員

なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について

第5 議案第3号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

6 農業委員会事務局職員

事務局長 矢島 則幸

事務局主任 和田 拓也

7 会議の概要

事務局 ただいまから第9回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席していますので、総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議長 それでは、2番 諸橋委員、4番 丸山委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の和田主任を指名いたします。

議長 諸般の報告をさせていただきます。

- ・農業委員会上・中越協議会合同検討会
- 期 日：令和6年3月19日(木)
- 会 場：十日町市
- 出席者：会長 外 委員8名、和田主任

議長 それでは議事に入ります。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。

事務局 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。このたび、中間管理事業に係る合意解約の通知が1件ございます。

事務局 **【議案書に基づいて内容を説明】**

事務局 耕作者の都合による解約となりますが、当該農地は解約後、地権者らによるWCSの作付けが予定されております。説明は以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、報告第1号について終了いたします。

議 長 つづきまして、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明します。
農地法第4条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 本件は申請人が住宅を建て替えするにあたり、近隣に敷地を探した結果、他に代替地がなく申請に至ったものであります。現在、当該地には200㎡未満の農作業小屋が建っておりますが、これ自体は転用許可が不要な建物であり、本件申請に影響を与えるものではありません。判断基準から見た当該地番は農用地区域外であり、第2種農地の内の中山間地域に存在する小集団の生産性の低い「その他の農地」と判断できます。転用による隣接農地への影響も無いと考えられることから、許可相当に認められると思われれます。

議 長 本案件につきまして、地区担当の委員は現地の状況等を補足説明がありましたら説明をお願いします。

加藤委員 3月8日（金曜日）に現地確認を実施し、現地は議事資料の写真のとおりになっていました。申請地は、先ほどの事務局の説明のとおりであり、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われれます。説明は以上です

議 長 ただいま事務局と担当委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可相当とし承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第1号について承認いたします。

議 長 つづきまして、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明願います。

事務局 議案第2号について説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、相対による設定が10件、中間管理事業による設定が5件の計15件の申請がございました。

事務局 【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 申出書の内容を確認した結果、受け手となる農業者につきましては全員、農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件、基本構想、農用地の効率利用、農作業従事要件を満たしている農業者と考えられます。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第2号について許可決定します。

議長 続きまして、議案第3号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて、事務局より説明願います。

事務局 議案第3号について説明します。
農地法の適用を受けない事実確認願いについて、1件の申請がございました。

事務局 【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 申請地の登記地目は畑、課税地目は原野となっておりますが、現地は数十年耕作を行っていないとのことでした。担当の推進委員1名と事務局で現地確認を実施したところ、現地は完全に山林化しているため再生も不可能であり、非農地であると判断して支障はないものと考えられます。
説明は以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

